

介護老人保健施設やまぶき ユニット型施設

介護予防運営規程

第1章 総則

(趣旨)

第1条 この規程は、医療法人社団中嶋会が開設する介護老人保健施設やまぶき(以下「やまぶき」という)が、次の事業を運営するために必要とする事項を定めるものとする。

- 一 ユニット型施設予防短期入所事業(以下「ユニット型介護予防短期入所」という)

(事業目的)

第2条 前条各号に掲げる事業の目的は次のとおりとする。

- 一 ユニット型介護予防短期入所は、利用者の居宅復帰を念頭に入れ、施設と在宅との生活に連続性をもたせ、各ユニットにおいて利用者が相互に良好な人間関係を育みながら自立した日常生活を維持した環境のもとに前一号に準拠した施設入所サービスを提供する。
- 二 ユニット型介護予防短期入所は、前号ユニット型施設入所と同じ環境のもとに、利用者が居宅において快適な療養生活をできるように前二号に準拠した短期入所サービスを提供する。

(運営方針)

- 第3条 やまぶきは、やまぶきを利用する者(以下「利用者」という)の意思と人格を尊重し、常に利用者の立場に立って第1条一号の事業サービス(以下「施設サービス等」という)を提供しなければならない。
- 2 やまぶきは、明るく家庭的な雰囲気有するよう努めるとともに、地域及び家庭との結びつきを重視して、地域との交流に積極的に努めるものとする。
 - 3 やまぶきは、市町村、他の介護保険各種指定事業者及びその他の保健・医療・福祉サービスを提供する者との密接な連携を図るものとする。
 - 4 やまぶきは、入所者の人権の擁護、虐待の防止等のため、必要な体制の整備を行うとともに、従業者に対し、研修を実施する等の措置を講じるものとする。
 - 5 やまぶきは、介護保健施設サービスを提供するに当たっては、介護保険法第118条の2第1項に規定する介護保険等関連情報その他必要な情報を活用し、適切かつ有効に行うよう努めるものとする。

(説明及び同意)

第4条 やまぶきの従業者は、施設サービス等の提供にあたり、利用者及びその家族に対し、療養上必要な事項について、理解しやすいように指導又は説明をして同意を得なければならない。

(身体拘束の制限)

第5条 やまぶきは、利用者に施設サービス等を提供するにあたり、利用者の身体的な拘束その他利用者の行動を制限する行為を行ってはならない。ただし、当該利用者又は他の利用者等の生命あるいは身体を保護するため緊急やむを得ないとやまぶきの医師が認め、指示した場合は、この限りでない。

- 2 やまぶきは、身体的拘束等の適正化を図るため、以下に掲げる事項を実施する。
 - 一 身体拘束等の適正化のための対策を検討する委員会を3月に1回以上開催するとともに、その結果について、介護職員その他の従業者に周知徹底を図る。
 - 二 身体的拘束等の適正化のための指針を整備
 - 三 介護職員その他の従業者に対し、身体的拘束等の適正化のための定期的な研修の実施

(秘密の保持)

第6条 やまぶきの従業者又は従業者であった者は、その業務上知り得た利用者及びその家族の秘密を漏らしてはならない。ただし、正当な理由がある場合は、この限りでない。

- 2 やまぶきは、利用者の氏名等の個人情報に第三者に漏れることのないように個人情報保護法に定める事項を守らなければならない。ただし、利用者の容態が急変したとき、迅速に対応するために必要とする療養室入口の名字と顔写真は利用者の合意を得て掲示することができる。

(名称等)

第7条 やまぶきの名称等は、次のとおりとする。

- 一 名称 介護老人保健施設 やまぶき
- 二 所在地 前橋市小屋原町 977-3

第2章 定員及び従業者

(定員)

第8条 やまぶきのユニット型施設、ユニット型短期及びユニット型介護予防短期入所の入所定員(施設及び短期入所の利用定員)は、20名で、その内訳は次のとおりとする。

ユニット型:20名(10名/ユニット×2ユニット)

(従業者の職種、その内容及び員数)

第9条 施設における従業者の職種、員数及び職務の内容は次のとおりとする。

- (1) 管理者 1名(常勤兼務、医師と兼務)
管理者は、施設の従業者の管理及び業務の実施状況の把握その他の管理を一元的に行う。
- (2) 医師 1.0名(常勤換算)以上
医師は、入所者の健康管理、療養上の指導並びに病状に応じて妥当適切な診療を行う。
- (3) 薬剤師 0.3名(常勤換算)以上
薬剤師は、施薬、処方及び服薬指導を行う。
- (4) 看護職員 2.0名(常勤換算)以上
看護職員は、医師の指示に基づき入所者の病状及び心身の状況に応じ看護の提供に当たる。
- (5) 介護職員 5.0名(常勤換算)以上
介護職員は、入所者の病状及び心身の状況に応じ介護の提供に当たる。
- (6) 支援相談員 1.0名(常勤換算)以上
支援相談員は、入所者又はその家族からの相談に適切に応じるとともに、レクリエーション等の計画、指導を行い、市町村との連携を図る。
- (7) 理学療法士、作業療法士、言語聴覚士 5.0名(常勤換算)以上
理学療法士・作業療法士・言語聴覚士は、医師等その他の職種のものと同じ、リハビリテーション実施計画を作成するとともに、効果的な機能訓練を行えるよう指導する。
- (8) 栄養士又は管理栄養士 2.0名(常勤換算)以上
栄養士は、必要な栄養管理や栄養食事相談等を行う。
- (9) 介護支援専門員 1.0名(常勤換算)以上
介護支援専門員は、施設サービス計画の作成に関する業務にあたる。

第3章 サービスの内容及び費用の額

(施設サービス等の内容)

第10条 やまぶきで提供する施設サービス等の内容は、次のとおりとする。

- 一 ユニット型施設入所計画及びユニット型短期入所計画の作成
- 二 食事の提供(利用者が選定する特別な食事の提供を含む)
- 三 入浴(一般浴槽又は特別浴槽による入浴)
- 四 看護および医学的管理のもとにおける介護
- 五 機能訓練(リハビリテーション、レクリエーション等)
- 六 退所に向けた総合的支援
- 七 各種相談に対する指導及び援助
- 八 その他利用者に対する便宜の提供
- 九 栄養管理
- 十 口腔衛生の管理

(利用料及びその他の費用の額)

第11条 利用者は、やまぶきから施設サービス等の提供を受けた場合は、次に掲げる費用の額を支払うものとする。

- 一 やまぶきが施設サービス等を提供した場合の利用料の額は、介護報酬告示上の額とし、当該施設が法定代理受領サービスであるときは、利用料のうち各利用者の負担割合に応じた額の支払いを受けるものとする。

二 利用者の同意を得た次に定める費用の額

ア ユニット型施設入所サービス

- ① 居住費及び療養室に要する特別な費用
- ② 食事費及び利用者が選定する特別な食事の費用
- ③ 理美容代
- ④ その他日常生活で通常必要となる費用のうち、当該利用者が負担することが適当と認められるもの
- ⑤ 入所生活を送るにあたり、入所者の病状や心身の状態を把握して的確な医学的管理を行うため、必要最小限の検査、画像診断、投薬等に係る諸費用(保険診療上の一部負担等)
- ⑥ インフルエンザの予防接種の費用(任意)
- ⑦ その他

イ ユニット型短期入所サービス

- ① 滞在費及び療養室に要する特別な費用
 - ② 送迎に要する費用(厚生労働大臣が別に定める場合を除く)
 - ③ 食事費及び利用者が選定する特別な食事の費用
 - ④ 理美容代
 - ⑤ その他日常生活で通常必要となる費用のうち、当該利用者が選択により負担が認められるもの
- 2 前項のサービス費用の額は別紙に定めたとおり。
 - 3 前項の費用の額を変更した場合は、変更した額について、やまぶきは利用者の同意を得なければならない。

第4章 運営に関する事項

(やまぶきの利用に当たっての留意事項)

第12条 利用者はやまぶきを利用するにあたり、従業者の指導による日課を励行し、共同生活の秩序を保ち、相互の親睦に努めなければならない。

2 その他やまぶき利用にあたっての留意事項は、約款に定めたとおりとする。

(短期入所の送迎実施地域)

第13条 短期入所で行う通常の送迎実施地域は、原則として前橋市とする。

(褥瘡の発生防止)

第14条 やまぶきは、施設サービス等の提供にあたり褥瘡が発生しないよう、次の各号に定める措置を講じなければならない。

- 一 褥瘡のリスクが高い利用者に対し、褥瘡予防のための計画を作成すること。
- 二 田中純一(看護師)を褥瘡予防担当者としてすること。
- 三 やまぶき褥瘡対策チームを設置し、褥瘡対策のための指針を整備すること。
- 四 従業者に対し、褥瘡対策に関する教育を行うこと。

(衛生管理)

第15条 やまぶきは、施設内において感染症又は食中毒が発生し、又はまん延しないように、次の各号に定める措置を講じなければならない。

- 一 阿久沢由美子(看護師)を感染対策担当者としてすること。
- 二 やまぶき感染対策委員会を設置し、定期的開催するとともに、その結果について、職員に周知徹底すること。
- 三 感染症又は食中毒の予防及びまん延の防止のための指針(やまぶき感染対策マニュアル)を整備すること。
- 四 前号に定めるマニュアルに基づき、従業者に対する研修を定期的に行うこと。

(非常災害対策)

第16条 やまぶきは、防火管理者を定め、非常災害に関する具体的な計画を立てなければならない。

- 2 やまぶきは非常災害に備えるため、毎年3月に夜間の非常災害訓練(避難訓練、消火訓練及び通報訓練を行うものをいう。以下同じ)を、昼間を想定した非常災害訓練を9月に実施しなければならない。
- 3 やまぶきの従業者は、常に、災害の防止と利用者の安全確保に努めなければならない。
- 4 やまぶきは、訓練の実施に当たって、地域住民の参加が得られるよう連携に努めるものとする。

(要望及び苦情処理)

第17条 やまぶきは、提供した施設サービス等に関し利用者又は家族から要望及び苦情があったときは、別に定める「苦情処理実施要綱」(以下「要綱」という)に基づき迅速かつ適切に対応し、その対策等を要望及び苦情を申し出た者に説明するものとする。

- 2 要望及び苦情の受付責任者は、支援相談員とし、苦情の再発防止、発生時の対策、措置及び要綱の改正については、次条1項「介護安全管理実施規程」で定める「やまぶきリスク管理委員会」が分掌する。
- 3 利用者又は家族の要望及び苦情を受け付けるため、玄関およびサービスステーションに「ご意見箱」を設置するものとする。

(事故発生時の対応)

第18条 事故発生時の対応、再発防止、安全管理体制の推進策等については「介護安全管理実施規程」(以下「規程」という)に定めるものとする。

- 2 やまぶきは、利用者へ施設サービス等の提供により事故が発生した場合は、規程に基づいて、直ちに必要な措置を講ずるとともに、利用者の家族等に連絡をしなければならない。
- 3 死亡事故その他重大な事故が発生した場合、やまぶきは遅滞なくその概要を県および市町村に報告をしなければならない。
- 4 事故が発生したときは、管理者は、その原因を解明し、再発を防ぐための対策を講じなければならない。事故に至らないことであっても、対応を誤ると大きな事故に結びつく恐れがあると思われるものについても同様の措置をする。
- 5 やまぶきは、利用者に対する施設サービス等の提供により賠償すべき事故が発生した場合は、損害賠償を速やかに行うものとする。

(虐待防止に関する事項)

第19条 やまぶきは、入所者の人権の擁護、虐待の発生又はその再発を防止するため次の措置を講ずるものとする。

- 一 虐待防止のために対策を検討する委員会を定期的開催するとともに、その結果について従業員に周知徹底を図る。
 - 二 虐待防止のための指針の整備
 - 三 虐待を防止するための定期的な研修の実施
 - 四 前3号に掲げる措置を適切に実施するための担当者の設置
- 2 やまぶきは、介護保健施設サービス提供中に、当該施設従事者又は養護者による虐待を受けたと思われる入所者を発見した場合は、速やかに、これを市町村に通報するものとする。

(サービスの質の評価)

第20条 やまぶきは、提供する施設サービス等の質の向上を図るため、「やまぶきサービス評価委員会」(以下「委員会」という)を組織し、サービス等の質の評価を受けるものとする。

- 2 委員会は、やまぶきの従業者以外の者をもって組織する。
- 3 やまぶきは、1項委員会の評価を要約し、公表しなければならない。

(その他運営についての留意事項)

第21条 やまぶきは、全ての従業者(看護師、准看護師、介護福祉士、介護支援専門員、介護保険法第8条第2項に規定する政令で定めるもの等の資格を有する者その他これに類する者を除く。)に対し、認知症介護に係る基礎的な研修を受講させるために必要な措置を講じるものとする。また、従業者の資質向上を図るための研修の機会を次のとおり設けるものとし、また、業務体制を整備する。

- 2 やまぶきは、適切な介護保険施設サービスの提供を確保する観点から、職場において行われる性的な言動又は優越的な関係を背景とした言動であって業務上必要かつ相当な範囲を超えたものにより従事者の就業環境が害されることを防止するための方針の明確化等の必要な措置を講じるものとする。

第5章 雑則

(委任)

第22条 この規程に定めるもののほか、この規程の施行に関し必要な事項は、医療法人社団中嶋会の同意を得て、管理者が別に定める。

附則

この規程の

制定施行	平成 26 年 4 月 8 日
第 1 回改訂	平成 27 年 8 月 1 日
第 2 回改訂	平成 28 年 4 月 1 日
第 3 回改訂	平成 28 年 8 月 1 日
第 4 回改訂	平成 29 年 4 月 1 日
第 5 回改訂	平成 30 年 4 月 1 日
第 6 回改訂	平成 31 年 4 月 1 日
第 7 回改訂	令和元年 6 月 1 日
第 8 回改訂	令和元年 10 月 1 日
第 9 回改訂	令和 2 年 4 月 1 日
第 10 回改訂	令和 3 年 4 月 1 日
第 11 回改訂	令和 4 年 4 月 1 日
第 12 回改訂	令和 4 年 10 月 1 日
第 13 回改訂	令和 6 年 4 月 1 日
第 14 回改訂	令和 7 年 4 月 1 日